

五監公告第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成30年6月1日

五 泉 市 監 査 委 員

柄 沢 則 夫

広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー
【五泉市村松観光開発会館】

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成29年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成30年4月26日～平成30年5月23日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 所見

五泉市村松観光開発会館の事業運営について、平成29年度の食堂売上額は前年度比で58%余りの増となった一方、収支決算では赤字となった。今後、一層集客活動に努められるとともに、「市民福祉の増進を図り観光開発の拠点とするため」との施設の設置目的が達成されるよう、引き続き努力されることを望むものである。併せて、指定管理の受託者が同一である、五泉市村松黄金の里会館との連携による相乗効果を期待するものである。

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては、指定管理者との連携をより密にするとともに、経営安定のために施設の適切な運営管理が行われるよう、的確な指導に努められたい。